

四半期開示の廃止・任意化に反対 意見が大勢を占める

—金融審議会「ディスクロージャーWG」

去る2月18日、金融審議会は第6回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

今回のWGでは、情報開示の頻度・タイミングについて、議論が行われた。

四半期開示の見直し

事務局から、四半期開示について次の論点が示され、議論された。

(1) 見直しの方向性

総理大臣施政方針演説で、四半期開示の見直しを行うと述べられており、次の主張があることを踏まえ、どのように見直すことが考えられるか。

- ① 四半期開示の見直しは、投資家や企業の短期的利益への指向を見直すうえでも重要
- ② 中長期の目標に対する進捗度を確認するためには四半期開示は有用
- ③ 四半期開示の任意化について

て投資家の納得を得るためには、日本企業の非財務情報などの開示の充実が必要

④ 四半期開示の任意化は、非財務情報を含む記述情報の充実と合わせ、開示に向けた各企業のスタンスの「見える化」につながる

⑤ 期中の企業の異変の兆候については、四半期開示ではなく、適時開示で対応することが考えられるのではないかと

また、委員である中野貴之・法政大学教授から、「四半期開示制度に関する実証研究のサーベイ」について説明があり、研究文献の分析によれば、四半期開示が資本市場への影響や経営に対する資本市場への規律づけにプラスの効果があるなどと結論づけられる旨が示された。

委員からは、四半期開示制度の廃止・任意化について、「海外から開示の後退と取られ、日本市場の信頼性を損なう」など、反対意見が大勢を占めた。

また、「①、②の主張について、投資家は、四半期開示を中

長期的な経営計画の進捗状況の確認のために使っており、短期的利益への指向は見受けられない」、「③の主張について、四半期開示と非財務情報の開示充実とは、別次元の問題」などの意見が聞かれた。

(2) 四半報と四半期短信

金商法に基づく四半期報告書（四半報）と、取引所規則に基づく四半期決算短信（四半期短信）による開示が義務づけられていることについてどう考えるか。

また、仮に四半報を廃止する場合、四半期短信に関し、次の論点をどう考えるか。

- ① 開示内容の見直すべき点
- ② 監査人のレビュー等、開示内容の正確性を担保する措置

委員からは、「四半報と四半期短信の重複感がある。一本化など、効率化すべき」、「法定開示である四半報を四半期短信に統一するのは反対」、「四半期短信に統一するならば、同内容を罰則のある臨時報告書で開示するなどして、投資家保護を図るべき」などの意見が聞かれた。

適時開示と臨時報告書

重要事項が発生した場合に開示を求める、金商法に基づく臨時報告書や取引所規則に基づく適時開示の制度に関して、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報を開示する規定の整備（たとえば、業績変動に係る基準の見直し）などを行うかどうかについて議論された。

委員からは、「任意の業績予測の開示が臨時報告書で法定されると、罰則があるため後退するのでは」との意見が聞かれた。

決算時期

わが国では、3月決算企業が全体の6割を占めている一方、諸外国では12月決算が多いが、決算時期を12月とすることについて、議論された。

委員からは「投資家にとっての利便性がある。企業が変更することへのインセンティブを議論してはどうか」、「IFRS適用時に自社で検討したが、12月といった意見が聞かれた」。

会計

改正リース会計基準の表示・開示、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る2月10日、企業会計基準委員会は第109回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

表示・開示（注記事項）

(1) 借手の表示・開示

IFRS 16号「リース」と整合的なものとすることを出発点とする方針のもと、借手の表示について、次の案が示された。

- ① 使用権資産をBSにおいて使用権資産として区分表示するか、注記で開示する。区分

表示しない場合には、対応する原資産の勘定科目に含めて表示し、含めた科目を注記で開示する。どちらの場合においても、注記において原資産の種類別に、報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額を開示する。

- ② リース負債をBSに区分表示するか、注記で開示する。区分表示しない場合には、含めた勘定科目を注記で開示する。
- ③ リース負債に係る金利費用

をPLにおいて使用権資産に係る減価償却費と区分して表示する。

また、開示については、IFRS 16号の開示項目のうち、次を採り入れない提案がされた。

- a 短期リースのポートフォリオに関する開示
- b 短期リースまたは少額資産のリースについて便法を適用している旨の開示
- c 開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報および定量的情報

専門委員からは特に大きな異論はなかったが、「開示のcは、より詳細な例が示されており、日本における状況に置き換えたうえで採り入れたほうが実務においても参考になるのでは」との意見があった。

(2) 貸手の表示・開示

貸手の表示は現行の定めを維持する案が示され、開示は次の2つの考え方が示された。

- ① わが国における現行の定めを維持する。
- ② IFRS 16号の定めを参考にして、わが国における現行

の定めを拡充する。

専門委員からは、「貸手の会計処理を引き継ぐという基本的な考え方からすると、貸手の開示を拡充する必要はないのではないか」という意見があった。

一方で、「借手の開示は相当拡充されることになるため、それとの整合性や国際基準とのバランスも考える必要があるのでは」との意見があった

IFRS 16号の設例の取扱

改正リース会計基準等において採り入れることを検討しているIFRS 16号の主要な定めに沿って、IFRS 16号における設例を採り入れる方針が示された。今回は、リースの識別のうち、「設例2―小売スペース」を採り入れ、「設例3―光ファイバー・ケーブル」を採り入れないとする事務局案が示され、検討が行われた。

専門委員からは、「設例3は物理的な区分可能性に関する検討を説明する内容になっており、リースの識別の判断においては参考になる。含めるほうが有用」との意見があった。

**会計・監査
力ナメの要**

説明責任とは

公認会計士
手塚 仙夫

説明責任という言葉をよく耳にする。特に政治家の不祥事に絡んで、説明責任を果たすべきであるというコメントが多い。ただ、私の個人的感想であるが、説明責任を果たすべきというコメントを聞いた事柄に関して、説明責任を果たすべきといわれたほうから、納得感のある説明を聞いた記憶がない。それはどうしてなのだろうか。

説明責任は、政治の世界に特有の問題ではなく、すべての人々に関わるものでもある。たとえば、いじめ問題であれば、その当事者や関係委員会による事情の説明、企業であれば不祥事の説明、公認会計士であれば監査等に対する説明などであるが、何か問題が発覚したときに、その当事者が第三者、社会、利害関係者等に問題の実態が理解できるように説明することが求められる。この説明を納得のいく内容で行うことが、説明責任を果たすことになる。この納得感のある説明を私は今まで聞いた記憶がない。なぜ納得感がないのかを少し考えてみたいと思う。

問題が発覚したとき、それを聞いた人は、「どうして」「なぜ」「何が問題」「誰の責任」「どうして防げなかった」「今後どうするのか」など率直な疑問を持つ。それに対して当事者は、大まかな事情、自分の責任の有無、反省の弁等を説明するが、そもそもどうしてこのような問題が発生したのかを的確に説明できている場合はほとんどない。責任は自分にある、申し訳ないという説明はするが、問題の本質という核心については、ぼやけたままの場合が多いので、納得感を得られない場合が多いと思われる。

問題の本質、核心とはどのようなものか。これは事柄によって異なると思うが、重要なポイントは、自分がその説明を受ける立場であるならば、「ここが知りたい」と思うところがそうである場合が多い。

核心がぼやけたままの状態は、説明当事者が意図的にそのポイントを説明していない場合が多いと思われる。第三者はそのポイントがわからないので、いろいろ質問するが、ポイントを意識的に外して説明されるといくら時間をかけても納得感のないまま時間が過ぎていくというむなしさだけが残ることになる。説明責任を果たすとは、第三者に納得感をもって理解してもらえらるような説明をするということである。

最後に、監査について話をしておきたい。公認会計士が行う監査は、何のために行うかということである。

監査は、会社が作成した財務諸表を監査人が監査して監査意見を表明する。このことを別の表現で説明すると、会社は監査人に当該財務諸表作成について説明責任を果たしたことになるということである。監査人は、会社の説明を聞いて、証拠により裏づけをとり、会社の説明が正しいことを確かめたうえで、監査意見を形成し監査報告書を会社に提出する。会社は、財務諸表について監査人に必要な説明と証拠を提示した結果、問題ない旨の監査意見を表明してもらったことを公表する。この時点で会社は、株主や投資家に対して財務諸表に関する説明責任を果たしたことになる。これが監査制度の社会的意義である。

時折、会計不祥事が発覚することがあるが、そのような場合は説明責任が十分に果たされなかったことを意味する。監査制度の信頼性を確保するために、会社および監査人それぞれが、この説明責任の意味についてあらためて認識することが必要である。

ST等に係る実務対応報告の適用時期と経過措置、審議

— ASBJ、実務対応専門委

去る2月15日、企業会計基準委員会は第145回実務対応専門委員会を開催した。電子記録移転有価証券表示権利（以下、「ST」という）等の発行および保有の会計処理および開示に関する実務対応報告の適用時期および経過措置について事務局案が示され、審議された。

適用時期

次の理由から、2023年4月1日以後に開始する事業年度の期首からの適用とする考えを示した。

- (1) ST等を保有する場合の発生および消滅の認識について、金融商品実務指針とは別途の定めを置くことから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。
- (2) 2019年に改正された金融商品取引法はすでに2020年5月1日より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されるが、別途、

早期適用の定めを置くことにより、当該ニーズに対処することができる。

また、(2)を受けて、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間から早期適用することを認めることが考えられるとした。

経過措置

本実務対応報告は、ST等を保有する場合の発生および消滅の認識に関する会計処理を除き、新たな会計処理等および開示を定めるものではない。また、発生および消滅の認識に関する会計処理についても、金融商品実務指針における約定日基準と同様の例外的な認識規程を新たに定めるのみであるから、実務に与える影響は限定的であることが想定される。

以上から、特段の経過措置の定めは置かない考えが示された。

*

事務局提案に対し、専門委員からは、おおむね異論は聞かれなかった。

ECLとCECLの選択は3月末までに合意へ

— ASBJ、金融商品専門委

去る2月16日、企業会計基準委員会は第176回金融商品専門委員会を開催した。

予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準の開発に関し、ステップ0およびステップ1（基準開発の基礎をIFRS基準と米国基準のどちらにするか）の検討の進め方について、次の論点が議論された。

予想信用損失に関連するガイダンス（コアではない部分）

ECL（IFRS基準）とCECL（米国基準）のコアではない部分のガイダンスとして、次の項目の定めが確認された。なお、細かい論点はステップ2以降に議論するとされた。

- ① 評価単位…個別の評価および集約の評価
- ② 債権者による不良債権のリスクオフチャリンプ
- ③ 信用減損金融資産に関する測定および表示
- ④ 担保および信用補充
- ⑤ 前記②、③に関連する米国財務会計基準審議会（FASB）の適用後レビュー等の状況

改正税効果適用指針等の公表は2022年中? — ASBJ、税効果会計専門委

去る2月16日、企業会計基準委員会は第78回税効果会計専門委員会を開催した。

これまでの議論を踏まえ、次の論点の取扱いの見直しについて議論が行われた。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

(1) 見直し案
グループ法人税制が適用される場合、子会社株式等の売却時

い傾向にあった一方で、コロナ禍にかかわらず、歴史的にみて、米国のほうが信用コストの変動が大きいこと等が述べられた。専門委員からは、「IFRSと米国基準では、基本的なスタンスや時期等が異なるため、単純な比較はできない。その点は配慮すべき」といった意見が聞かれ、事務局は「あくまで事実としての現状を示す意図であり、指摘の点については配慮して検討したい」と答えた。

事務局より、ステップ1までの議論について、3月中に方向性を合意したい旨が述べられた。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

そこでは、連結財務諸表上の取扱いのみ、グループ法人税制適用時の子会社等株式等の売却において税金費用が計上されないよう、会計処理について次の見直しを行い、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、「持分

法会計に関する実務指針」を改正（後者については日本公認会計士協会へ改正を提案）する。なお、特段の注記の定めは設けないこととする。

① 売却の意思決定時
会計処理なし。

② 売却時

売却元企業の個別財務諸表の売却損益の繰延べに係る一時差異に対する税効果を消去する。

③ 再売却の意思決定時

グループ法人税制が適用されない場合は、売却元企業の個別財務諸表の売却損益の繰延べに係る一時差異に対する税効果の消去を取り止めるとともに、購入側企業における子会社等に対する投資に係る一時差異に対する税効果を認識する。

グループ法人税制が適用される場合は、売却元企業の個別財務諸表の売却損益の繰延べに係る一時差異に対する税効果の消去を取り止めるが、購入側企業における子会社等に対する投資に係る一時差異に対する税効果については、当初の売却の意思決定時と同様に認識しない。

(2) 適用時期・経過措置

2022年中（2023年3

月期の期中）に最終化すると仮定し、2023年4月1日以降開始事業年度の期首から適用する。ただし、公表日以後最初に終了する事業年度の期末からの適用も可能とする。

また、本改正の対象となる取引は限定的であるため、特段の経過措置は定めないこととする。

税金費用の計上区分

(1) 見直し案

当期税金費用は、原則として、その発生源となる取引等に応じて、損益（税引前当期純利益から控除）、その他の包括利益および株主資本の各区分に計上することが提案されている。

連結財務諸表における退職給付に関する税金費用について事務局は、確定給付企業年金等における掛金等の支出額の計算方法について追加の分析を示し、現状の会計処理の継続を認め、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等を改正することをあらためて提案した。他方、個別財務諸表では、未認識数理計算上の差異等はその他の包括利益として計上されておらず、当期税金費用は損益として計上することになると考えられるとした。

また、関連する繰延税金資産または繰延税金負債を計上して

いた場合の取扱いについては、前記原則と整合させるため、税効果会計適用指針30項を改正し、例外規定は定めない。

(2) 開示

作成者のコストが生じるこ

と、既存の注記において一定の情報提供が行われると考えられること等から、当期税金費用の計上区分ごとの金額について、追加の注記は求めず、特段の定めは置かないこととする。

(3) 適用時期・経過措置

2022年中（2023年3月期の期中）に最終化すると仮定し、2024年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首からの適用も可能とする。

また、経過措置として、会計方針の変更による累積的影響額を、改正した会計基準を適用した年度における期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額をその他の包括利益累積額、評価・換算差額等または資本剰余金のうち、適切な区分に加減することを認める。

*

両論点とも専門委員会からはおおむね同意が示され、事務局提案の方向で検討を進めるとした。

会計

全般的な要求事項プロトタイプに関する事務局による補足・分析について審議—SSBJ設立準備委

去る2月17日、SSBJ設立準備委員会は第2回合会を開催した。今回は、技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）による「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項のプロトタイプ」（本プロトタイプ）のうち、4つの柱以外の規定について、対応するIFRS会計基準の定めや事務局による補足および予備的な分析が提示され、審議が行われた。

本項も、ある項目の性質や大きさに基づいて、サステナビリティ開示基準で要求されている開示を行わないことが認められるか否かを、作成者が判断する際に用いられる概要であるように見受けられる。

本プロトタイプ13項

第1回（2022年3月1日号（No.1637）情報ダイジェスト参照）で多く意見が聞かれた「マテリアリティ」については、事務局は主に次のような分析を示した。

本プロトタイプ10項

財務会計におけるマテリアリティの概念は、ある項目の性質や大きさについて、会計基準で要求されている会計処理や開示を行わないことが認められているか否かを、財務諸表作成者が判断する際に用いられる。このため、ある項目がマテリアルではない場合、仮に会計基準に従っていないとしても、利用者の意思決定に影響を与えない可能性が高い。

本項も、ある項目の性質や大きさに基づいて、サステナビリティ開示基準で要求されている開示を行わないことが認められるか否かを、作成者が判断する際に用いられる概要であるように見受けられる。

なお、非財務報告においては、企業価値に影響を与える「重要課題」という意味で「マテリアリティ」が使われているように見受けられる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年2月17日	「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)	国税庁	令和2年度税制改正による法人税の改正等に伴う所要の整備を行うもの。「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)が廃止され、経過の取扱いとして、連結事業年度に係る国外移転価格所得金額等の取扱いなどの項目が新設された。 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/220216/01.htm	—
2022年2月17日	「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)	国税庁	令和2年度税制改正による法人税の改正等に伴う所要の整備を行うもの。「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)が廃止され、経過の取扱いとして、事前確認に係る取扱いなどが定められている。 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/2202xx/01.htm	—

金融

日銀は当面緩和策を維持か

日銀は2月14日、10年物国債の指値オペを実施した。市場に利回り0.25%での無制限買入れで、この水準で金利の上昇を抑える強い姿勢をみせた。対象は新発債を含む残存10年の3銘柄で、昨年3月に明確化したイールドカーブ・コントロールで10年ゾーンの上限となっている0.25%をターゲットにした。ただ、市場実勢は0.25%を下回り、債券価格が日銀の買入れ水準を上回っていたため、応札はゼロだった。

日銀は今回の措置で、1月に「イールドカーブのステイープ化」を提言したIMF案を否定し、現状の金融緩和維持姿勢を明確にした。欧米の主要中央銀行とは異なる道筋を示したことになる。現状各国のインフレは消費者物価上昇率でみると、アメリカが7%台、イギリスとユーロ圏が5%台であるのに対して、日本は1%未満であり、エネルギー価格の上昇分を除けばマイナスになる。昨年4月より始まった携帯電話料金の値下げの影響は、今年4月分の統計から消える分、物価上昇率に反

1.7%増で3年ぶりプラス成長だった。ただ、その後の感染症拡大と

これまでの労働市場における実質賃金の上昇率を考えると、アメリカのような景気拡大を伴う物価上昇は目先考えがたい。賃金の伸びは、アメリカに比べると、日本はおおむね1%未満かマイナスと低い。日銀が利上げを迫られるとしたら、コストプッシュ型のインフレが急速に進む場合だろう。ただし、その場合は不況下のインフレとなり、米FRB以上に難しい選択を迫られることになりそうだ。

証券

日銀の政策判断が問われる局面は来るか

2月は、ウクライナへのロシアの侵攻という地政学的リスクの懸念が急拡大し、世界の株式市場に緊張が走った。関係国の首脳同士の会談が次々と予定されているが、予断は許されない。この間、世界の株価は、2月中旬まで一進一退を繰り返している。米市場は、米FRB(連邦準備制度理事会)がインフレの上昇率昂進、長期化という判断へ動いており、金利引上げ回数増加の認識を強めているが、株

値の先行きを悲観しているわけではないようだ。当面はパウエル議長の政策手腕を問うべく、次のFOMC(連邦公開市場委員会、3月15日、16日の予定)の議論の方向を探っている。インフレ昂進に対するFRBの金融政策は、インフレ率と実体経済の行過ぎを抑え、両者のバランスをとって景気拡大、雇用拡大を長期化すること、いわゆるソフトランディングを実現することが目標である。決して

金利引上げで強硬に物価を抑え込もうというものではない。もちろん、この政策がうまくいく保証はないが、株式市場の警戒心を高め過ぎない、うまいやり方といえよう。

日本株価も世界市場の動きと同じように、2月は一進一退を続けてきたが、上昇力は弱く、下落幅は大きいことが指摘される。この間、2021年度第3四半期の企業業績が発表され、特に製造業の好調が目立っているが、株価の反応は乏しかった。

一方、日本経済は長くデフレ傾向にあり、日本銀行が目標としている2%物価上昇は、到底無理と思われてきたが、最近、少し様子が変わってきた。全体の物価指数の上昇率はまだ低いが、国民生活に直結した食費、光熱費などの上昇率が目立ってきた。他方、日銀が物価抑制のために金利を引き上げようとすると、国債利回りが上昇し、巨額国債発行のツケである利払い負担の急増につながる。日銀が直面するジレンマである。現在、日銀総裁はインフレ昂進の可能性、金融政策変更の必要性を認めようとしておらず、この姿勢の継続状況が注目される。